八　東日本大震災により被害を受け、又は東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他業況の悪化を来しているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれる関連事業者（下請け事業者、主要取引先又はその他の関連事業者をいう。次条第九項において同じ。）に対して資金融通を行う大企業（当該大企業を中核とする企業集団の資金管理をその主たる目的としている金融会社を含む。同項において同じ。）

九　東日本大震災の影響により、短期社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一項に規定する短期社債をいう。以下同じ。）の発行による資金調達に困難を来している信用力のある中堅企業等

十　東日本大震災の影響により、認定事業者（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下「産活法」という。）第二十条第一項に規定する認定事業者をいう。）又はその関係事業者が認定計画（産活法第十八条第一項に規定する認定計画をいう。以下同じ。）に従って事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合又は資源生産性革新のための措置を行うのに必要な資金について、一般の金融機関が通常の条件により出資を行うことが困難な場合であって、産活法第二十四条の二第一項に規定する出資を受けることができる旨が記載された認定計画に基づき出資を受けようとする事業者

（ツーステップ・ローンに関する事項）

第四条　東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ツーステップ・ローン（法第十一条第二項第一号に規定する資金の貸付けをいう。以下同じ。）については、前条第一号から第九号までに掲げる者を対象として指定金融機関（同項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　前条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（法第二条第五号に規定する特定資金の貸付け等をいう。以下同じ。）については、その限度額は、既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3　前条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、既存貸付残高にかかわらず、七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

4　前条第三号又は第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、二十億円とする。

5　前条第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、他の金融機関等と協調して実施するものとする。ただし、対象とすべき事案の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合は、この限りでない。

6　前項に規定する特定資金の貸付け等のうち、円滑な資金供給を行うことを目的として、協働して貸付け等に取り組むこととした他の金融機関からの申込みに基づいて実施するものについては、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り行うことができるものとする。

一　指定金融機関が協働して特定資金の貸付け等に取り組む金融機関については、指定金融機関があらかじめ業務の実施体制及び実施方法を確認し、協働して取り組む旨を公表したものであること。

二　当該金融機関が支援する者を対象とする特定資金の貸付け等であって、当該金融機関からの新たな貸付け等の金額が特定資金の貸付け等の金額以上であること。

7　第五項に規定する特定資金の貸付け等のうち、コミットメント・ライン契約（一定の期間及び貸付けの極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与する契約をいう。以下同じ。）を締結して行う場合においては、コミットメント・ライン契約は次に掲げる要件を全て満たす場合に限り行うことができるものとする。

一　他の金融機関等と協調して特定資金の貸付け等を行う場合に限り特定資金の貸付けを行うものであること。

二　極度額は五百億円を、契約期間（当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる一定の期間をいう。）は一年を、それぞれを超えないこと。ただし、公庫からのツーステップ・ローンによる信用供与を受けることができるのは、第二条に規定する実施期間内に限る。

8　第五項に規定する特定資金の貸付け等のうち、社債（短期社債を除く。）の取得については、社債の発行条件、発行者の信用力等を勘案し、適当と認められる場合において、その募集額の一部に係る応募により取得するものとする。

9　前条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、当該大企業に、資金繰り等が悪化している関連事業者への資金融通を行わせることを目的として実施するものとする。

10　前条第九号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、格付が一定格以上の短期社債の取得であって、公庫からの信用供与に係る金利を取得金利の下限とする短期社債ディーラーによるオークション方式等によるものとする。

（損害担保取引に関する事項）

第五条　東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、損害担保取引（法第十一条第二項第二号に規定する補**塡**をいう。以下同じ。）については、第三条第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる者を対象として指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（第十二項に規定する特定資金の貸付けを除く。）については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3　第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（第十二項に規定する特定資金の貸付けを除く。）については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金（前項に掲げるものを除く。）を合計して、既存貸付残高にかかわらず、七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

4　第三条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等であって、当該者の海外事業に必要な資金を貸付対象として実施するものについては、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り行うことができるものとする。この場合において、当該特定資金の貸付け等の限度額は、他の指定金融機関から調達する資金及び第十一条第三号に規定する特定資金の貸付け等に係る資金を合計して七億二千万円とする。また、当該特定資金の貸付け等は、同時期に公庫が実施する海外展開支援資金と同条件の貸付けに限るものとする。

一　海外事業が、国内における事業の延長と認められる程度の規模であること。

二　海外事業の実施後も国内において事業活動拠点（本社）が存続すること。

三　海外事業が、海外市場で取引を進めようとするものであり、次のいずれかの要件を満たすものであること。

イ　取引先の海外進出に伴い、実施する事業であること。

ロ　原材料の供給事情により、実施する事業であること。

ハ　労働力不足により、実施する事業であること。

ニ　国内市場の縮小により、海外市場の開拓又は確保によらなければ成長が見込めないため、実施する事業であること。

5　前項に規定する特定資金の貸付け等については、東日本大震災に関する特別相談窓口関係外国法人（第三条第一号又は第二号に掲げる者と資本関係を有する海外事業のために設立された法人をいう。）への資金融通を行わせることを目的として実施する貸付けを含むものとする。